

5 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則	5-2
第1節 推進計画の趣旨	5-2
第2節 推進地域	5-3
第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	5-4
第4節 南海トラフ地震の被害の特性	5-5
第2章 活動体制の確立	5-6
第1節 職員の動員・配備	5-6
第2節 組織の設置	5-7
第3章 地震発生時の応急対策等	5-8
第1節 地震発生時の応急対策	5-8
第2節 資器材、人員等の配備手配	5-11
第3節 他機関に対する応援要請	5-12
第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	5-13
第1節 津波災害	5-13
第2節 津波からの防護のための施設の整備等	5-18
第3節 津波に関する情報の伝達等	5-19
第4節 避難対策等	5-21
第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係	5-27
第6節 交通	5-29
第7節 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	5-30
第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	5-31
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備	5-31
第2節 建築物等の耐震化の推進	5-32
第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報	5-33
第1節 地域防災力の向上	5-33
第2節 防災訓練計画	5-34
第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	5-35
第7章 時間差発生による災害拡大防止	5-37

第1章 総則

第1節 推進計画の趣旨

第1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ地震特措法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定された本市において、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、南海トラフ地震災害に関して、市、県その他の防災関係機関の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な事項を示す。
- (2) この計画は、たつの市地域防災計画の第5部として作成する。
- (3) この計画は、国の南海トラフ地震防災対策基本計画を踏まえて作成する。
- (4) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。
 - ① 市、その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目の作成に当たっての指針となること。
 - ② 一定の事業者においては、南海トラフ地震防災対策計画等の作成に当たっての参考となること。

第2節 推進地域

第1 兵庫県内の推進地域の区域

南海トラフ地震特措法第3条に基づき指定された、兵庫県内の推進地域の区域は、次表のとおりである。

【平成26年3月31日内閣府告示第21号】

神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、加古川市、赤穂市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、加西市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、加古郡稲美町、同郡播磨町、揖保郡太子町の区域

【指定基準の概要】

- 震度6弱以上となる地域
- 津波高3m以上で海岸堤防が低い地域
- 防災体制の確保、過去の被災履歴への配慮

第3節 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

詳細は、「第1部総則第2章 防災関係機関の業務の大綱（P1-4）」の項を参照。

第4節 南海トラフ地震の被害の特性

南海トラフ地震では、関東から九州にかけて広域的な被害の発生が予想されており、特に、西日本の太平洋沿岸地域では、甚大な津波被害が生じることが予想されている。また、兵庫県は、県外からの十分な応援を必ずしも期待できない。

(1) 想定される震度

中央防災会議では、南海トラフ地震が発生した場合、地震の規模はマグニチュード9.1となり、兵庫県下でも、瀬戸内海沿岸地域に比較的強い揺れが予想され、強い揺れは1分間以上続き、数分間続くこともあると想定している。

本市においては、この場合には、最大震度が5弱から6弱になることが想定されている。

(1) 想定される被害

本市では、揺れの大きい一部の地域では、長周期、長時間の横揺れにより、家屋倒壊等の建築構造物の被害が懸念される。また、沿岸地域の一部では、地震発生後120分で浸水深2.3mの津波が予想され、陸域の沈降と河川・海岸等の構造物が地震動による沈下、水門・陸閘等は常時閉鎖の施設以外が開放状態とした場合は、259haの浸水区域面積が想定されている。

第2章 活動体制の確立

第1節 職員の動員・配備

地震が発生し又は被害が拡大する恐れがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員・配備について定める。

詳細は、「第2部 災害予防計画第2章第2節 災害応急活動体制 (P2-28)」及び「第3部 災害応急対策計画第2章第1節 災害警戒本部計画 (P3-27)」の項を参照。

第2節 組織の設置

たつの市域に南海トラフ地震災害が発生し又は発生する恐れがある場合において、災害の応急対策を行うための活動体制について定める。

詳細は、「第3部 災害応急対策計画第2章第1節 災害警戒本部計画（P3-28）」の項を参照。

第3章 地震発生時の応急対策等

第1節 地震発生時の応急対策

南海トラフ地震発生時の災害応急対策について定める。

第1 情報の収集・伝達

1 情報の収集・伝達

災害の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報を収集する。

避難を指示する津波情報は、避難対象地区内の全ての人に迅速・的確に伝達するためにも、現状のマスメディアや本市保有の手段による広報のほか、複数の手段を有機的に組み合わせ伝達する。

詳細は、「第3部 災害応急対策計画第5章第1節 被災者への情報伝達活動計画 (P3-92)」の項を参照。

2 避難のための指示

(1) 全般

- ① 災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。
- ② 市長は、避難のための立退きを支持し、又は立退先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告する。
- ③ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに非難の指示をした旨を市長に通知する。
- ④ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、天災等により危険な事態が発生した場合に警察官がその場にいないときは、その場に居合わせたものに警告を発し、特に急を要する場合は避難をさせることができる。

(2) 津波被害

- ① 津波警報が発表され、津波による家屋の被害、浸水等の危険が認められるときは、必要と認める地域の住民に対し避難の指示をする。
- ② 地震発生後、気象庁から津波警報が発表されたときには、市長は、海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に退避するよう指示をする。

なお、日本放送協会からの放送以外の法定ルート等により市長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとる。

詳細は、「第3部 災害応急対策計画第6章第2節 災害時の避難に関する計画 (P3-102)」の項を参照。

第2 施設の緊急点検・巡視

各班は、通信施設、水門等の津波防災施設、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努める。

詳細は、「第3部 災害応急対策計画第1章第4節 被害規模早期把握のための活動(P3-21)」の項を参照。

第3 救助・救急・消火・医療活動

姫路海上保安部は、津波によって、海上に流された者や生死不明の状態にある者に関して、関係機関と連携し、捜索・救助活動を行う。

その他、救助・救急活動・医療活動・消火活動に関しては、「第3部災害応急対策計画第3章 消防、救助・救急及び医療活動(P3-63)」に定めるところによる。

なお、これらの活動に当たっては、要員の安全確保に配慮する。

第4 物資調達

詳細は、「第3部災害応急対策計画第7章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動(P3-128)」の項を参照。

第5 輸送活動

詳細は、「災害応急対策計画第4章第1節 緊急輸送計画(P3-78)」の項を参照。

第6 保健衛生・防疫活動

詳細は、「第3部災害応急対策計画第9章第2節 感染症・防疫対策計画(P3-156)」の項を参照。

第7 帰宅困難対策

帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、駅周辺での滞留者や徒歩帰宅者のための支援に努める。

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第7節 帰宅困難者対策(P3-126)」の項を参照。

第8 二次災害防止等

1 陸域

各班は、地震・津波による危険物施設等における二次災害防止のため、必要に応じて施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力等を実施する。

また、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止、ライフライン復旧時における火災警戒等について、県と必要な措置を行う。

2 海域

姫路海上保安部、県、市は、物資等の散乱による輸送活動の支障、流出油等による海上汚染や火災の発生等、予想される二次災害の拡大を防止するための措置を講じるとともに、関係機関と連携し、津波による漂流物がもたらす被害を軽減するため漂流物対策を進め、災害発生後の海上輸送の早期再開を図る。

第9 災害応急対策従事者の安全確保

各班及び防災関係機関は、水門閉鎖、避難誘導、消火活動、救助活動や流出油等防除活動等の災害応急対策を実施するに当たり、従事する者の安全の確保に配慮する。

第2節 資器材、人員等の配備手配

南海トラフ地震発生時の資器材、人員等の配備について定める。

1 物資等の調達手配

詳細は、「第3部災害応急対策計画第7章 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給活動 (P3-128)」の項を参照。

2 災害応急対策等に必要な資器材及び人員の配置

各班及び防災関係機関は、地震が発生した場合において、たつの市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資器材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

第3節 他機関に対する応援要請

災害対策基本法や各種協定に基づき、他の地方公共団体、防災関係機関等に対し応援を要請し、円滑な応急・復旧活動を確保するため、応援要請について定める。

第1 応援協定

市は、必要があるときは、応援協定に従い、応援を要請するものとする。

詳細は、「第3部災害応急対策計画第2章第3節 防災関係機関への応援要請計画(P3-46)」の項を参照。

第2 自衛隊の派遣要請

詳細は、「第3部災害応急対策計画第2章第3節第4 自衛隊の派遣要請計画(P3-52)」の項を参照。

第4章 津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震・津波（以下「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下「レベル2の地震・津波」という。）まで様々なタイプが想定されている。

海岸管理者はレベル1の津波を対象として海岸保全施設等の整備、耐震化等の対策を着実に進める。加えて、国、地方公共団体等は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

第1節 津波災害

第1 津波とその災害

津波は、海底地震に伴って、広範囲にわたる海底の急激な上昇や沈降が起こり、それによって海水に波動が生じたものである。海底火山の噴火や、海底の大規模な地滑りや海岸の山崩れのために津波が発生することもある。

外洋では、津波の波高はせいぜい数mであり、それに対して波長は数十 km～数百 km もあるので、波として目撃することはできない。しかし、海岸に近づくと水深が浅くなるので、伝搬速度が遅くなり、波が集まることになって、振幅（波高）が非常に大きくなる。ことにV字型やU字型の小湾に押し寄せると、湾の奥では波高が非常に高くなる。

第2 気象庁による情報

日本に影響を与える津波に関する情報は、気象庁が、震源が海底にあり津波を引き起こす可能性のある大きな地震が発生した場合に、震源やマグニチュードなどから、沿岸における津波の高さ・到達時刻を予想し、津波の到達が予想される場合には、大津波警報・津波警報・津波注意報や、これに関する情報を発表する。

(1) 緊急地震速報

震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表。

(2) 震度速報

地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地点名（全国を188地域に区分）と地震の発生時刻を速報。

(3) 地震情報

① 地震に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はな

い」旨を付加。

② 震源・震度に関する情報

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村名を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

③ 各地の震度に関する情報

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

(4) 大津波警報・津波警報・津波注意報（以下「津波警報等」という。）

津波の到達が予想される地域に地震が発生してから約3分で津波警報等を発表。

津波予報区

たつの市の沿岸部が属する津波予報区は次のとおり。

津波予報区名称	区域
兵庫県瀬戸内海沿岸	兵庫県（日本海沿岸、洲本市の大阪湾沿岸及び紀伊水道沿岸並びに南あわじ市を除く。）

表 大津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	発表官署
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表		
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m < 予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	気象庁本庁又は大阪管区気象台
		10m (5m < 予想高さ ≤ 10m)			
		5m (3m < 予想高さ ≤ 5m)			
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m < 予想高さ ≤ 3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	

津波注意報	予想される津波の高さが高いところで、0.2 m 以上 1 m 以下である場合であって津波による被害の恐れがある場合	1 m (0.2 m < 予想高さ ≤ 1 m)	(表記なし)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしない。
-------	---	--------------------------	--------	---

注) 1 津波による被害の恐れがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(5) 津波情報

津波警報等を発表した場合に、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、観測地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表。

津波情報の種類と内容

情報の種類	発表内容	発表官署
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値(メートル単位)又は「巨大」や「高い」という言葉で発表 [発表される津波の高さの値は、(大津波警報等の種類と発表される津波の高さ等)]	気象庁又は大阪管区気象台
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表(※1)	
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達予想時刻や高さを津波予報区単位で発表(※2)	
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表	

注) 1 津波に関する情報に利用する験潮所

気象庁…神戸・洲本 兵庫県…姫路・豊岡市津居山

(※1) 津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- ・最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(※2) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

- ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第1波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせる恐れがあるため、当該津波予報区において大津波警報又は津波警報が発表中であり、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

(6) 南海トラフ地震に関する情報

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。発表条件は以下のとおり。

なお、この情報は、南海トラフ地震に対する国としての新たな防災対応が定められるまでの当面の間の措置である。南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、内閣府が国民に対して今後の備えについて呼びかけを行うこととしている。この呼びかけは、南海トラフの大規模地震による被害が想定される地域の住民に対して日頃からの地震への備えの再確認を促すことを目的として行われる。地域の住民においては、地震に備え、家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取決め、家庭における備蓄の確認をお願いする。

「南海トラフ地震に関連する情報」の発表条件

情報の種類	発表条件
南海トラフ地震に関する情報（臨時）	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ地震と関連するかどうか調査をした場合、又は調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフ地震に関する情報（定例）	「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において調査した結果を発表

第3 本市における想定津波の設定（レベル2の地震・津波）

地震発生後、沿岸に津波が来襲するまでの時間は、震源から海岸までの距離及び水深による。

本市における最短到達時間は120分であり、津波により沿岸部や河川遡上による内陸部での浸水の発生が予想される。海岸で比較的強い自信を感じた場合には、津波の有無にかかわらず、ただちに津波警戒体制を取ることが重要である。

また、本市には海水浴場や漁港があり、潮干狩り、海釣り等のレクリエーション客も多く、津波に対する注意が必要である。

想定津波の設定

最短到達時間（注1）	120分
最高津波水位（注2）	T. P. +2.3m
津波継続時間	少なくとも12時間後においても、約1mの水位上昇が見られる。

注1）最短到達時間は、津波が初期水位より1m上昇する時間。

注2）T. P. …±0.0m（東京湾平均海面）

第2節 津波からの防護のための施設の整備等

津波からの防護のための堤防、水門、陸閘など、河川、海岸、港湾等の施設の整備等について定める。

また、防潮水門等が機能した場合、河川遡上が防止され、浸水面積が減少することから、防潮水門等の閉鎖体制を構築する。

第1 施設整備の方針

- (1) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波による被害の恐れのある地域において、堤防等の耐震性の点検や計画的な補強・整備、水門、陸閘等の自動化・遠隔監視等の施設整備を推進する。
- (2) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波発生時の迅速な対応が可能になるよう、少なくとも年1回以上の定期的な施設の点検や水門、陸閘等の閉鎖体制の確立等、施設管理の徹底を行う。また、水門、陸閘等の閉鎖手順を定めるに当たっては、水門、陸閘等の閉鎖に係る捜査員の安全管理に配慮する。
- (3) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、津波が発生した場合は直ちに、水門、陸閘等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておく。
- (4) 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、操作責任者等の協力を得ながら、夜間、休日等で水門、陸閘等を開放する必要がないときは、閉鎖を徹底するよう啓発に努める。
- (5) 津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報無線等の整備を検討する。

第2 施設整備（兵庫県）

1 河川施設の整備

- ・水門の耐震補強

第3節 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達等について、配慮すべき事項を定める。

1 情報の収集

津波発生、到達情報、被害情報を入手する複数の手段を構築する。

(1) インターネットの活用

「兵庫県海の防災情報」を活用し、鳴門海峡や紀淡海峡を北上してくる津波の到達時間や潮位偏差等の情報を入手する。

(2) 防災関係機関のネットワークの活用

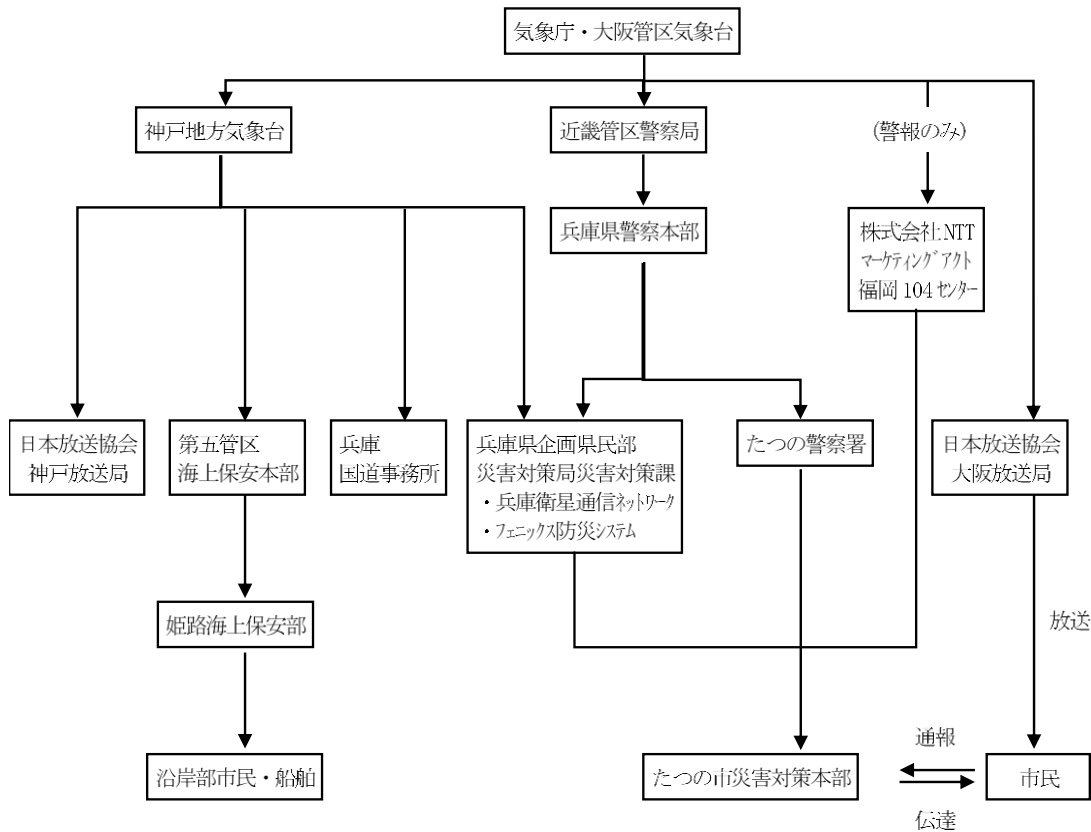
自衛隊、海上保安庁、警察、消防等、防災関係機関のネットワークを活用し、太平洋沿岸の関係機関から津波情報を入手する。

(3) 自治体ネットワークの活用

自治体間のネットワークを活用し、太平洋沿岸の自治体からの津波情報の入手に努める。

2 防災関係機関相互の情報の伝達

同報無線の整備検討及びデジタル化等津波警報等の迅速な伝達のため必要な措置をとる。また、災害情報及びこれに対して取られた措置に関する情報について、県及び防災関係機関と相互に情報を共有することとする。



3 居住者等への情報伝達

避難対象区域内の居住者、公私の団体（以下「居住者等」という。）、及びその管轄区域内に一時滞在する観光客、釣り客やドライバー等（以下「観光客等」という。）に対し、避難指示等の津波情報を迅速・的確に伝達するために、現状のマスメディアや本市保有の広報のほか、あらゆる手段を講じて情報伝達を行う。

(1) 災害情報の伝達

渉外広報班は、地震発生後すみやかに災害情報の広報を行う。その内容は、概ね次の事項を中心とするが、被災者のニーズに応じた多様な内容の提供に努めること。

- ① 地震に関する情報
- ② 津波警報等津波に関する情報
- ③ 避難指示に関する情報
- ④ 避難場所に関する情報
- ⑤ その他、住民、事業者が取り急ぎ取るべき措置に関する情報

(2) 情報伝達の手段

詳細は、「第3部災害応急対策計画第5章第1節 被災者への情報伝達活動計画(P3-92)」の項を参照。

4 船舶に対する情報伝達

- (1) 市は、津波予報の伝達を受けた場合、漁業協同組合等関係機関を通じて船舶等に対し、速やかに伝達を行うよう努める。
- (2) 市は、姫路港・相生港・赤穂港台風・津波対策委員会など関係団体との連携を図りながら、在港船舶への津波情報を伝達する。
- (3) 姫路海上保安部は、在泊船舶に対しては、船艇を巡回させ、拡声器、電光表示等により周知する。
- (4) 第五管区海上保安部は、航行船舶に対しては、航行警報又は安全通報等により周知する。

第4節 避難対策等

津波からの避難対策について定める。

迅速な避難対策等を図るに当たり、防災上の諸活動に当たって必要と認められる細部の事項については、マニュアルにおいて別に定めるものとする。

第1 市の避難対策

市は、自主防災組織が行う避難対策について、全体の状況把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行うとともに、収容者の救護のため必要な措置などを実施することとする。

第2 避難対象地区の選定

市は、兵庫県が実施した南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーションに基づく津波浸水想定図（津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲）に基づいた地域を、避難対象地区（津波により避難が必要となることが想定される地区）と指定する。

第3 避難の確保

(1) 避難対象地区について、津波避難計画を策定する。策定するに当たり、地域住民が参画した津波避難計画の作成を目指し、十分な周知を図る。

① 策定対象

- ア 避難対象地区の住民
- イ 海水浴客等の観光客やドライバー等
- ウ 就労者・漁業従事者等、沿岸域で作業を行う者
- エ 海岸線におけるレジャー施設

② 策定内容

- ア 津波からの避難場所（津波から避難するための施設や避難の目標とする地点）
- イ 避難場所に至る経路
- ウ 避難指示の伝達手段・方法
- エ 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- オ 避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用禁止等）
- カ その他、具体的な避難実施に関して、津波災害の特性に応じた方法

(2) 避難については、避難対象地区外への避難を原則とし、避難対象地区内に残留する人が存在しないように努める対策を講じる。

また、避難対象地区外の住民による避難についても適切に対応する。

(3) 徒歩による避難を原則とし、車両等による避難は、災害時行動要支援者への避難支援に限定する。

(4) 津波は沿岸部のみならず、内陸部にも川を遡上して繰り返し襲ってくる。そのため、

避難のルールを明確化し、統一を図る。

- (5) 避難対象地区をブロックに分け、同地区内の住民を安全に避難させるため、地形的条件や地域の状況を踏まえ安全な場所を目標値としてブロックごとに設定し、避難時に目指すランドマークとなるように周知徹底を図る。
- (6) 津波避難ビル等の確保

津波接近時に、災害時行動要支援者や避難対象地区外まで避難する時間が無くなった住民のセーフティネットとして、避難対象地区内にある3階建て以上かつ鉄筋コンクリート造等の堅牢な建物や高架道路・橋梁等を、建築関係者等の協力を得て、津波避難ビル等に指定する。

指定された建物には、案内板等を設置し、市民等に周知する。
- (7) 各種防災施設の整備等の状況や被害想定結果の活用などによる検証を通じて避難場所、避難路、避難方法等を見直していく。
- (8) 避難場所の計画的整備、津波避難ビルの確保、既存の避難施設の安全性の再評価、沿道建物の耐震化、ブロック塀の補強、

土砂災害の恐れのない避難路等安全な避難路の確保、道路幅員の確保等を推進する。
- (9) 避難対象地区内の居住者等は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を平時から確認しておき、津波が来襲した場合の備えに万全を期すよう努める。
- (10) 南海トラフ地震防災対策計画を作成する事業所等避難誘導を実施すべき機関においては、具体的な避難実施の方法等を明示するよう努める。
- (11) 自主防災組織及び施設又は事業所の自衛防災組織等は避難指示があったときは、あらかじめ定めた津波避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のための必要な措置をとる。

第4 避難指示の発令

1 避難指示の発令基準

避難対象地区内の住民等に対する避難指示の発令基準は、下記に定めるところによる。

発令基準：津波警報が発表され、津波による家屋の破壊、浸水等の危険が認められるときただし、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人に対し、津波注意報でも避難指示を発令する。(ただし、国外で発生した津波は除く。)

2 避難指示の伝達方法

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第2節 災害時の避難に関する計画(P3-102)」の項を参照。

伝達に当たり、切迫感や危機感を強く訴える表現方法や内容を用いる。

3 避難指示の解除

避難指示の解除は、大阪管区气象台による津波注意報又は津波警報の解除が発表されるなど、津波による被害の恐れがないと判断された時点とする。

4 避難指示の解除の伝達方法

避難指示の解除の伝達は、上記2「避難指示の伝達方法」による。

5 警戒区域の設定

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第2節 災害時の避難に関する計画(P3-102)」の項を参照。

6 避難の促進

消防、警察、海上保安部等の防災関係機関は、互いに連携し、住民に対して避難対象地区外への避難を促進する。各機関は、津波警報発表時には速やかに活動を開始する体制を構築する。また、汽笛、サイレン、警鐘等を活用し、危険が迫った非日常の状態を作り出し、即時の避難を促す。

第5 避難誘導體制

避難対象地区の住民を対象に、当該地区の自主防災組織、管轄の警察及び消防と相互に協力し、逃げ遅れがないよう、あらかじめ定められた避難誘導班が誘導體制を整備する。

1 避難の方法

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第2節 災害時の避難に関する計画(P3-102)」の項を参照。

2 避難経路の確保

避難対象地区において、あらかじめ定めた避難経路に沿って、危険箇所の表示をするほか、状況に応じて消防班及び消防団員を配置して避難経路の確保と事故防止に努め、その他必要な警戒を実施する。

3 地域住民に対する避難誘導

(1) 消防班は、住民の自主的な避難行動が容易に行えるよう、日頃からの啓発活動により各地域における避難場所や避難経路を周知し、警察署の協力を得て誘導する。

(2) 消防班は、自主防災組織や管轄の警察署との協力のもとに、避難者の掌握、災害時行動要支援者の把握・誘導や必要な応急救護活動が行える体制の整備を図る。

(3) 避難誘導に係る詳細の手順等については、「第3部災害応急対策計画第6章第2節 災害時の避難に関する計画(P3-102)」に定めるところによる。

4 海岸付近にいる者に対する避難誘導

海水浴客、釣客、観光客、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の海岸付近にいる者に対しては、既存の伝達方法の活用と併せて、各々の施設管理者等を通じた伝達方法を確立し、速やかに海岸から避難させる必要がある。

5 避難住民の安全確保の徹底

津波は繰り返し襲ってくるため、一度避難したら津波警報が解除されるまでは戻ってはいけない。戻らないことが安全な避難につながることを周知徹底する。

6 日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等の避難誘導

消防班は、日本語に不慣れな外国人や地理に不案内な観光客等が多数利用する施設管理者及びその地域の関係機関とあらかじめそれらの者に対する地震、津波発生時の避難誘導対策について協議、調整を行い、施設管理者が情報伝達及び避難誘導の手段・方法等について定めるよう指導する。

7 津波に対する危険性の周知

施設管理者の協力を得ながら、道路や電柱、観光地、海水浴場等の集客場所に、標高表示、浸水予想図の掲示、避難場所及び避難経路等の誘導表示を行うなど、地域の津波に対する危険性等を事前に周知する。

8 港湾・漁業関係者等の避難対策

消防班は、農林農地班と連携して、港湾における就労者、漁業従事者等の避難に関して、港湾関係事業者、漁業協同組合等とあらかじめ協議を行い、港湾関係事業者及び漁業協同組合等の関係者に周知する。

第6 避難所の開設・運営

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第3節 避難所計画（P3-111）」の項を参照。

第7 災害時行動要支援者の避難支援

平常時より、災害時行動要支援者の氏名・住所・連絡先等の基本情報や、避難に際し支援をする人（避難支援者）等の情報を掲載した手上げ・同意方式による名簿の整備を行う。

津波の発生のおそれにより、避難指示が行われた場合は、災害時行動要支援者の避難場所までの介護及び搬送は、避難に要する時間に配慮しつつ、自主防災組織及び消防団等が協力して実施する。

詳細は、「第3部災害応急対策計画第6章第5節 避難行動要支援者への配慮計画（P3-120）」の項を参照。

第8 文化財保護対策の実施

延焼防止対策等、文化財に係る被害軽減を図るための対策を推進する。

第9 避難意識の普及啓発対策

避難指示が出ていることを知っても、自分は大丈夫だという心理が働き、避難の行動に移らない場合がある。津波の恐れのある場合は、とにかくすぐに腰を上げて避難するという意識付けが必要である。

津波発生時に迅速な避難を行うことができるよう、津波避難計画作成、地域防災マップづくり、津波避難訓練、防災教育を通じて、住民、企業等の津波避難に関する意識を啓発する。

1 津波避難計画の作成

市は、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所・避難経路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容、要支援者の避難対策、避難目標地や避難のルール等を記載した津波避難計画の作成とともに、避難誘導體制の強化を図る。

計画の作成に当たっては、津波浸水予想地区及び避難対象地区の周知、利活用の促進において、地域住民も参画して作成する必要がある。

2 津波避難訓練の実施

関係機関や住民参加のもと実践的な津波避難訓練を実施し、迅速かつ正確な情報伝達体制の整備、住民等の適切な避難行動の実施、関係機関との連携体制の確立等、津波避難体制の構築に努める。また、その際地域の高齢者等のいわゆる避難行動要支援者に十分配慮した訓練を実施する。詳しくは、「南海トラフ地震防災対策推進計画第6章第2節 防災訓練計画(P5-34)」の項を参照。

3 津波防災教育の推進

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校におけるカリキュラムの一環として、津波防災教育等を取り入れ、危機管理意識の高い市民を育成する。

子供の防災意識を高めることで、家庭等での話し合いを通じて、大人や地域全体の意識を高めることにもつながる。

4 率先避難者の確保

率先して逃げることによって、他の人の避難も促す、いわゆる「率先避難者」を各地域の中で確保を図る。

自主防災組織、老人会、消防団などの各種団体から広く人選し、「地域防災マップづくり」などを通じて、平常時から意識付けを行う。

5 津波ハザードマップの整備

津波防災地域づくりに関する法律第55条の規定に基づき、災害想定区域や災害危険箇所、避難場所、避難情報の伝達経路、過去の災害実績などをわかりやすく地図に示したハザードマップを配布・周知することにより、災害時における地域住民の迅速な避難行動により人的被害を最小限に食い止めるとともに、住民の災害に関する防災意識のより一層の普及啓発を図る。

6 日頃の備えの充実

津波危険地域における避難場所や避難経路の住民への周知や、避難の際、情報収集に必要なラジオの携行等、非常持ち出し品の備えの徹底について、機会を捉えて繰り返し広報・啓発に努める。

7 連携の強化

災害時の円滑な情報の収集・伝達を図るため、希薄となった地域コミュニティの再構築と自治体及び関係機関の連携強化が重要となる。特に、高齢者をはじめとする災害時行動要支援者の一人世帯等においては、自力での避難には限界があるため、行政と地域住民の連携による避難行動が不可欠である。

第5節 水道、電気、ガス、通信、放送関係

津波被害に関わる水道、電気、ガス、通信、放送事業者が行う措置について定める。

第1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次被害を軽減させるための措置について定める。

第2 電気

電気事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。また、電気は、津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、電力供給のための体制確保等とすべき措置を講じる。

第3 ガス

- (1) ガス事業者の管理者等については、津波からの円滑な避難を確保するため、利用者によるガス栓の閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施する。
- (2) 大阪ガス株式会社ネットワークカンパニー兵庫導管部の行う措置
津波警報が発表され、避難指示が発令された避難対象地区に対して、津波の越波による導管被害を想定したガス供給施設の応急対策を実施する。
- (3) (一社)兵庫県LPガス協会西播東支部が行う措置
消費者が講ずるべき、地震・津波への備えと、発生時の取り扱いや緊急処置方法、注意点等を記載した地震対策チラシを作成・配布することなどにより、広報を行う。

第4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生時の輻輳時の対策等を実施する。

第5 放送

- (1) 放送事業者は、放送が、居住者及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため、津波に対する避難が必要な地域の居住者及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努める。
- (2) 放送事業者は、県、市町、防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の抵抗に努めるよう留意する。
- (3) 放送事業者は、発災後も円滑な放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ

め必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じることとし、その具体的内容を定める。

第6節 交通

第1 道路

県公安委員会及び道路管理者は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間についての交通規制の内容を定めるとともに事前の周知措置を講じる。

なお、県公安委員会は、必要に応じ隣接する府県の公安委員会との連絡を密にし、交通規制の整合性を広域的に確保する。

第2 海上

- (1) 姫路海上保安部は、津波による危険が予想される海域に係る港及び沿岸付近にある船舶に対し港外、沖合等安全な海域への避難を勧告するとともに、必要に応じて入港を制限し、又は港内に停泊中の船舶に対して移動を命ずる等所要の規制を行う。
- (2) 市は、船舶への津波情報を迅速・的確に伝達するため、姫路港、相生港、赤穂港台風・津波対策委員会など、関係団体との連携を図る。

第7節 市自らが管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

避難対象地区において、市が自ら管理する庁舎等の重要公共施設における津波避難に関わる対策について定める。

第1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が自ら管理する庁舎、学校等においては、それぞれの施設の管理者が、次の事項に配慮して対策を定める。

なお、地震発生時の津波来襲に備えた緊急点検及び巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の整備に関しては、職員の安全のため津波からの避難に要する時間を配慮する。

1 各施設に共通する事項

- (1) 津波警報等の入場者等への伝達
- (2) 応急対策を実施する組織の確立
- (3) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- (4) 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (5) 出火防止措置
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用発電装置の整備、テレビ・ラジオなどの情報を入手するための機器の整備
- (8) 防災訓練及び教育、広報

2 学校等との措置

- (1) 避難の安全に関する措置（児童、生徒の保護者への引渡方法）
- (2) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- (3) 地域住民の避難場所となる施設についての受入方法等

なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設について、津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置についての方針を定める。この場合において、原則として工事の中断の措置を講じることとし、特別に津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮する。

第3 市が管理・運営する事業に対する措置

津波浸水予想地区において、市が直接管理・運営する水道事業に対し対策を定める。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設の整備

地震防災上、緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画の推進等について定める。

詳細は、「第2部災害予防計画 第16節南海トラフ地震防災対策推進計画等の推進(P2-65)」の項を参照。

第2節 建築物等の耐震化の推進

庁舎、病院、学校等の公共建築物や交通施設等の防災上重要な施設について、計画的に耐震性を強化するとともに、一般建築物の耐震性強化を促進するための対策について定める。

詳細は、「第2部災害予防計画 第1節第3 建築物災害予防計画（P2-4）」の項を参照。

第6章 地域防災力の向上及び防災訓練計画・防災教育・広報

第1節 地域防災力の向上

住民、自主防災組織、企業等の参加・連携による地域防災力の向上のための措置について定める。

1 家庭での防災対策

住民は、「自らの命は自らが守る」という防災の原点に立って、家庭において自ら災害に備えるため、最低でも3日間、可能な限り一週間程度の備えを講じるよう努める。

詳細は、「第2部災害予防計画 第3章 市民の防災活動の促進 (P2-68)」の項を参照。

2 地域での防災活動

住民は、自主防災組織に積極的に参加し、防災に寄与するよう努める。

詳細は、「第2部災害予防計画 第3章第2節 自主防災組織等整備計画 (P2-70)」の項を参照。

3 企業の防災活動

南海トラフ地震防災対策基本計画において、南海トラフ地震に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずるべき者として定められた者については、対策計画等に基づき対策を実施する。

(1) 事業所の従業員等の避難安全確保

事業所の従業員、来訪者の避難安全確保を図るため、市と事業所は連携して津波情報の迅速な伝達体制を整備する。

(2) 危険物施設等の保安対策の推進

地震、津波により危険物施設等が破損し、流出した危険物が津波とともに拡散すれば、事業所敷地外まで被害が拡大するおそれがある。

事業所は地域防災の視点で危険物施設の保安対策を推進し、市は事業所に対して必要な指導・助言を行い、連携して地域の安全確保を図る。

(3) 地域防災への協力・貢献

事業所は地域に密着し、平時における事業所の活動で培った組織力を持っているだけでなく、施設や資機材、専門的なスキルを保有しており、災害時には多様な活動が期待できる。

事業所は地域と一体になって防災活動に取り組むなど、可能な限り地域防災への協力・貢献に努める。

第2節 防災訓練計画

南海トラフ地震を想定した防災訓練の実施について定める。

1 市・防災関係機関における防災訓練の実施

- (1) 市及び防災関係機関は、推進計画の熟知、関係機関相互の連携及び住民、自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- (2) 上記(1)の防災訓練は、年1回以上の実施を目標とする。
- (3) 上記(1)の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難その他の災害応急対策を中心とする。
- (4) 市は、自主防災組織、防災関係機関、事業所等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - ① 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - ② 地域住民、要配慮者、滞留旅客等に対する津波避難訓練
 - ③ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - ④ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難における各避難場所等への避難者の人数について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- (5) 市は、地震発生、津波警報等の発表、避難指示の発令、避難開始・完了までの時間経過に沿った高度かつ実践的なものとするよう努める。

津波からの避難について、避難訓練を継続的に実施することにより、避難行動を個々に人に定着させるほか、津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練を行う。

また、昼夜・時間帯別など実施時期の設定、地域住民のみならず海水浴客・事業所従業員等の幅広い訓練参加など、マンネリ化を回避し、実践的な訓練となるような工夫をする。

第3節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

南海トラフ地震対策上必要な教育及び広報について定める。

1 住民等に対する教育及び広報

- (1) 市は、住民等の南海トラフ地震に対する防災意識の向上を図るとともに、これに対する備えを充実させるために必要な措置を講ずるよう努める。
- (2) 市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。
- (3) 市の実施する防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うこととし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。
 - ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
 - ② 東日本大震災における教訓
 - ③ 地震及び津波に関する一般的な知識
 - ④ 地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - ⑤ 正確な情報入手の方法
 - ⑥ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ⑦ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
 - ⑧ 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
 - ⑨ 「津波イコールすぐ避難」津波発生時の迅速な避難の重要性
 - ⑩ 臨海部の自主防災組織、事業所等を通じた徒歩避難の周知徹底
 - ⑪ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の家庭内対策の内容
 - ⑫ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- (4) 市は、教育方法として、各種出前講座等の実施など、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行う。
- (5) 市は、地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等具体的に居住者等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備についても留意する。
- (6) 市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配布したり避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう留意する。

2 児童、生徒等に対する教育

保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校において、次のことに配慮した実践的な教育を行う。

- (1) 過去の地震及び津波災害の実態
- (2) 津波の発生条件、高潮、高波との違い
- (3) 地震・津波が発生した場合の対処の仕方
- (4) 津波に対する迅速な避難の重要性

- (5) ハザードマップの作成を保護者、地域住民と共に取り組み、自分の家や学校、地域の様子を知ること。

3 防止上重要な施設の管理者に対する教育

防災上重要な施設の管理者は、市が実施する研修に参加するように努める。市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。

4 市職員に対する教育

市は、災害応急対策業務に従事する職員を中心に、その果たすべき役割に応じて、地震が発生した場合における災害応急対策の円滑な実施を図るため、研修等を活用し、必要な防災教育を行う。防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むもの。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 地震及び津波が発生した場合に具体的なとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (7) 家庭内での地震防災対策の内容

第7章 時間差発生による災害拡大防止

南海トラフ地震の時間差発生等への対応について定める。

1 対応方針

- (1) 市は、地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。また、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討を行う。
- (2) 県は、連続発生を考慮した応急対策要員の配置等の対応策を明確にした広域応援計画を作成する。

2 応急危険度判定の迅速化等

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が、次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入禁止を強く呼び掛ける。

空白ページ